
Quarterly "Urbanization" 2020 vol.4

季刊「都市化」2020 vol.4

株式会社の生成と変容

公益財団法人 都市化研究公室 理事長 光多 長温

2020年8月

公益財団法人 都市化研究公室

Research Institute of Urbanization

本レポートは原則として発表時における情報に基づき作成されております。
内容についての問い合わせは、当財団事務局までお願いします。

株式会社の生成と変容

2020年8月

公益財団法人 都市化研究公室 理事長 光多 長温

目次

1. 株式会社の歴史	2
(1) 17世紀～18世紀：草創期	2
(2) 19世紀：株式会社としての形の形成—特許主義から準則主義へ ...	3
(3) 19世紀終盤から20世紀初頭：株式会社の発展と変容.....	8
(4) 日本における株式会社の発展.....	11
(5) 第二次大戦後の株式会社.....	12
2. 株式会社と所有権	16
3. 株式会社の利益追求と社会性	17
(1) 株式会社と利益追求.....	17
(2) CSR と CSV	19
4. 終わりに—今後の方向	21

株式会社制度は、人類が創った最大の発明とも言われるし、また、種々のトラブルを起こす源ともなり現代社会のガンとも言われる。株式会社は資本主義社会において事業を進めていくためのヴィークルであり、使い方によって善とも悪ともなり得るものである。経済活動に従事する組織には、様々な形態がある。個人企業、出資者の責任、権限が強い共同出資方式、出資者の責任と権限に一定の制約をはめる株式会社方式、等々である。この中で株式会社方式が圧倒的に選択されるが、その反面株式会社に対する批判も根強い。経営幹部の報酬は株主の意思を超えて天井昇りとなる、企業の長期的健全性を犠牲にして短期的利益に走る、情報の非対称性の中で経営者の失敗のために、株主、従業員、地域経済が大きな打撃を蒙る、等々である。

株式会社は利益追求のための装置だとも言われるが、古来より戦争・金儲け・蓄財は人類社会の質（さが）そのものである。動物には闘いや争いはあるが戦争はないし、儲けの概念もない。株式会社の法外な利益追求行動や違法行為は決して株式会社という組織に起因しているわけでもなく、人類そのものに存する普遍の質とする論もある。

株式会社は、経済社会の発展・変化に応じて変容を遂げてきた。経済社会が複雑性を増してきたこと、金融を含め高度化していることに応じて精緻さ、便宜性を増してきた。以下、経済社会の発展に応じて株式会社がどのように変容してきたかについて論じることにより株式会社の本質を考えてみることにしたい。

1. 株式会社の歴史

(1) 17世紀～18世紀：草創期

株式会社は1602年設立のオランダ東インド会社を嚆矢とする。先駆会社と呼ばれた会社群が結合して設立された、国家による特許会社で、①出資者全員の有限責任制、②取締役会の設置、③資本の証券化、④永続企業といった特徴を持っており、ほぼ今日の株式会社の基本的な特徴を具備していた。このオランダ東インド会社は必ずしも利益の追求を主たる目的とするものではなく、オランダの国策企業という性格を持っていた。国の軍事力とも一体となる。わが国戦前の南満洲鉄道(株)、東洋拓殖(株)、台湾拓殖(株)、更には日本発送電(株)等に近いものとみることができよう。

この時期の経済社会は商業資本主義ともいわれる。それは、物理的距離により価値が異なるものを交易により利益を生み出すものである。航海のリスク等もあり一定規模の資金が必要となり、国家（≒王権）が中心となって資金を出し合う組織が設立された。当初は、1600年設立のイギリス東インド会社に見るように、一航海毎に資金を集め、元本と利益を分配して解散する「当座企業」であった。しかし、上記のオランダ東インド会社が継続性を持った企業組織（Going Concern）の嚆矢となり、その後、イギリスにおいても、1657年クロムウェルによってイギリス東インド株式会社に改組され、会社には出資金をそのまま残して配当のみを分配する配当制が導入され、永続企業となった。さらに1665年には全社員の有限責任制が導入され株式会社制度の基礎が築かれることになる。

このオランダ東インド会社の設立にはオランダの歴史が底深く影響している。司馬遼太郎は「オランダ紀行」において司馬らしい眼でこれを見事に描いている。「スペインの領有下にあり、地下資源等に乏しく干拓土木によって国土を造成開拓してきたオランダはモノとヒトとの流通システムを構築してきたが、これがビジネス文明を産み出した。当時カトリック勢力の中心でもあったスペインと、プロテスタントに改宗したオランダとの独立戦争（1568-1648年。80年戦争ともいう）は宗教戦争とも言われた。スペインから独立を勝ち取ったオランダは、自然資源・地下資源に乏しく、干拓土木によって国土を造成、開発してきたが、これをモノと人の流通の合理的システムを構築することによって補ってきた。この流通の合理化が、すなわち『ビジネス文明』の展開であり、これを支えた者たちこそ17世紀のオランダ東インド会社に代表される商人集団としての『市民』なのだ。オランダ人一般が自律主義や合理主義、あるいは近代的な市民精神を持つに至るのは、かれらが商業民族であったことと、新教の滲透による。」と司馬は説く。まさに、ヴェーバー（1864-1920。後述）の「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を先取りするようなものであった。更に、司馬は、「物事を組織的にやるという、今日の巨大ビジネ

スのやり方をあみだしたのは17世紀のオランダで、18世紀はじめの英国はそれをいわば真似たに過ぎないとさえ言えそうである。18世紀以後の英国は、巨大ビジネスの能力によって繁栄を築くのだが、その先駆者はオランダだったろう。」という¹。

(2) 19世紀：株式会社としての形の形成—特許主義から準則主義へ

18世紀、産業革命が起こり工業化の進展により新たな製品が大量に生産されるようになる。日常生活の中で使われる新しい製品が次々に生まれ、ヨーロッパを中心に消費が拡大し人々の生活は豊かになった。市場関係は競争及び個人の利益と密接に消費は拡大し人々は禁欲の世界から解放され生活をエンジョイするようになる。活版印刷技術も向上し、特に都市住民の間でもものを読む能力が高まり、特に、イギリスにおいて人々はゲーム、ギャンブルを楽しみ、スポーツに興じ、パブ、コーヒーハウスで人生を謳歌した。

これら生活の質の向上、人生の悦楽を肯定するかのようになり、17世紀から18世紀にかけて、トマス・ホブズ（1588-1679）、ジョン・ロック（1632-1704）、モンテスキュー（1689-1755）、ルソー（1712-1778）といった啓蒙思想家が新しい文明の夜明けを肯定する主張を行った。彼らの主張は、自由民権関係が多かったが、その背景には工業化資本主義の浸透による物質的豊かさがあった。そして、「公共の福祉は分別ある私利の追求によって促進される」「ある者の利益が他社の不利益となるとは限らない²」「商売と道徳が必然的に対立するわけではない」「市場は、情熱に任せた戦争を利益の追求に置き換える助けとなる」「市場は、勤勉や根気、廉直や規律と言った美德を増進させる」というように新たな資本主義的傾向を肯定する声が大きくなってきた。

これの典型がアダム・スミス（1723~1790）である。彼は、「国富論（1776年）」

¹ なお、オランダ西インド会社（1621年）が、ニューヨークを25ドルでインディアンから買ったという話は真偽のほどは不明であるが、1626年頃、マンハッタン島南端にオランダの植民拠点が建設され、ニューアムステルダムと命名された。

² この利益の考え方は、時代環境により変化する。この時代の利益は社会的善であったが、アメリカがリードするパックスアメリカーナになって以降、利益が歪曲化・目的化する。

後述するマックス・ウェーバーは、禁欲的プロテスタンティズムとして、「利潤の肯定」と「利潤追求の正当化」を唱え、利潤の追求に正当性を与えた。しかし、最初から利潤の追求を目的とするのではなく、行動的禁欲をもって天職に勤勉に励み、その「結果として」利潤を得るのであれば、その利潤は、安くて良質な商品やサービスを人々に提供したという「隣人愛」の実践の結果であり、その労働が神の御心に適っている証であり、救済を確信させる証であるとする。キリスト教（カルヴァンでさえ）で禁じられていた利潤の追求を正当化することにより、近代資本主義を生み出した。

しかし、現在の利益（ここでは利潤と利益を同一に扱う）の追求はウェーバーの利潤論をはるかに超えて利益が目的化している感は否めない。宇沢弘文は「アメリカ資本主義の市場原理主義者は市場で利益をあげるためならば法も制度も変えられる、儲けのためならば何をやっても良い、拳句にそれを阻止するものがあれば水爆を落としても良いというところまでいってしまう」という。

で経済を自由市場に委ねることにより一定の調和が保たれると主張したと言われるが、これは誤解であろう。彼は決して「自由放任 (laissez-faire)」を主張したりはしていない。寧ろ国家と市民社会なしでは市場経済は機能しないとした。個人の自己愛を抑えるのではなく、むしろそれが全体の福利を増す助けとなり得るよう方向づけることを論じた。そして、これを市場の身に任せておくことは適切ではない、むしろ公共の道徳、構築された諸制度、特に政府と社会と市場の関係を適切に調整するための諸制度が必要であると論じた。

このように 17~18 世紀において、工業化の進展による資本主義を是認する論が活発であったが、仕事への専念、利益の追求とキリスト教義との関係が見過ごされない大きな問題となってくる。伝統的なキリスト教道徳は利益をもたらす金銭上の取引全てを拒否するものであり、資本主義の行動原理とは相容れない。この中で、マックス・ウェーバー(1864-1920 年)は「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」等において、16 世紀カルヴァン主義者の倫理による資本主義精神のオーソライズを図った。そこでは、仕事をするを通じて神に奉仕する、神から授けられた利益を神に還元すること等の論理を展開した³。

このような流れの中で、17~19 世紀にかけて工業化の進展が人々の日常生活をより明るいものとし、これを肯定する啓蒙論や宗教論等が展開された。資本主義、乃至それを推進する株式会社にとっては最も「良き時代」であったと言えよう。

この工業化資本主義草創期における株式会社は、先ず産業革命による新しい技術を応用した国家にとって枢要なインフラ事業を遂行していく役割を担うこととなる。1830 年代には、株式会社形態による鉄道業が全国で実施に移され株式会社形態が定着するようになり、一般市民からの積極的な資本の調達が行われるようになる。株式会社の普及に伴い、登記法、有限会社法、会社法等の法整備も進み、株式会社が資本主義経済発展の原動力となっていく。このオランダ・イギリスで生まれ発展した株式会社制度は、その後イギリスからドイツ、アメリカ等に拡がって各国それぞれの形で株式会社が経済活動の中核を担うようになる。

19 世紀の株式会社の発展に関して、J.S.ミル (1806-1873) と K.マルクス (1818-

³ このウェーバーの考え方は、宗教(プロテスタンティズム)と職業との併存を説いたものであり、いわば資本主義の原点ともいうべきものであるが、これと同じ考えは日本にも存在した。梅原猛は次のように述べる。「マックス・ウェーバーは『片手に聖書、片手に算盤』というニュアンスの考え方を持っていたが、この『聖書』が意味するところは『宗教的限定』であり、即ち経済活動に倫理的な限定があるということである。日本でも江戸時代に資本主義が発展するときに『心学』が生まれてきた。『心学』は儒教や仏教など様々な倫理を総合し、当時の民衆に分かりやすいような日常的な教訓として示された『人間の倫理』である。商人たちは片手に心学、片手に算盤を持ってビジネスに取り組んだ。福沢諭吉もビジネス倫理を説いた。」Benefit が、Profit を生むのである。

1883) の論が興味深い。

J.S.ミルは、「経済学原理 (1848年⁴)」において、「現行の不完全な私有財産制度を改め、理想的な形の私有財産制度を確立することが急務である」「個人の排他的・恣意的な所有制度から労働と制欲に基づく所有制度に転化することが社会にとって必要であり、理想的な私有財産制度確立のためには何よりも株式会社制度の社会的普及・発展が不可欠である」とする。また、株式会社が社会に普及・発展することにより労働エリートが「公共精神を担った資本家に育成されていくことが可能となる」と主張した。即ち、株式会社においては高度な性能の機械の使用や労働能率を高める生産設備が整備されているために、労働者の労苦は減少し、労働時間が短縮し、自由時間が増大していく。そして、「労働者階級の中の知的・道徳的に優れた労働エリートが訓練され、資本家・経営者に転化していくことが可能となる」と主張する。特に、ミルが主張したのは、労働者階級が自らの目標を発見し、自らの定めた目標に向かって利己心を発揮することにより、やがては「公共精神」が醸成されていくこととなろうということである。ミルの考えでは、株式会社は「公共精神を養う「実際教育」の場であった。当時、会社設立の自由が法制上認められていなかったが、この自由化を通じて労働者エリートの経済への参画を主張した。

他方、資本家の意識改革の必要性も必要と主張する。資本家が私的利益を図ろうとするならば、労働者の境遇改善のために全力を尽くさなければならないとする。そして、労働者の「労働能率」が高まれば、高賃金、高利潤の同時達成によって労働者と資本家との利害の調和を実現できるとし、株式会社における経営組織改革を実行すべきと説く。更に、「分配の改善と労働に対する報酬の増加」を「時代の二大要請」と指摘する。それらの帰結として、労働者が資本家に転身することとなる。

ミルは、株式会社の普及により労働者エリートが資本家になるための知識を習得し知性の向上を図り、社会の大きな発展につながるとともに社会変革の担い手として成長していくとする。この主張は、後述するバール&ミーンズの主張と軌を一にしており、株式会社の普及、発展により経済成長のみならず、社会改革をも実現していくという主張である。前述のアダム・スミスは、(時代背景の違いもあるが)産業革命を推進したのは個人企業であるとして株式会社制度を積極的に評価する立場にはなかった。スミスは、「株式会社は特権なくしては永続し得ない」と書いているが、これはスミス時代の株式会社は期間を区切った単発的な特許企業であったことからもっとだと思われる。これに対してミルは株式会社こそが資本主義社会の中核を担うとしており、その発展に大きな期待を寄せている。

⁴ 奇しくも、マルクスの「共産党宣言」と同じ年。

資本主義は世界中で発展していくが、国際化、グローバル化時代においても各国の歴史・文化の中でそれぞれの国で異なった資本主義を形成していく。これにリンクして、株式会社も各国の資本主義の態様、歴史・文化により異なった形で発展していく。A. スミスが資本主義の、J.S.ミルが株式会社の理論的支柱をそれぞれ構築したといわれるが、ミルは「経済学原理 (The Principles of Political Economy : with some of their applications to social philosophy)」「自由論 (On Liberty)」等において、社会の発達、人間の幸福を軸に論理を展開しており、単に株式会社論のみではなく資本主義が人間社会でどのように機能していくか、社会の発達、人間の幸福が主たる関心事であったと思われる。

J.S.ミルと反対の立場の K.マルクスは、資本主義社会の崩壊を予言し、1848年「共産党宣言」を著した。この中でマルクスは資本家と労働者の階級闘争を謳い、労働者の勝利を予言する。しかし、マルクスは、資本主義発展の機動力となる株式会社に対して、完全否定しているわけではない(と思う)。マルクスは、株式会社を「資本の最高形態」と位置付ける一方、資本論体系の中での位置づけはやや曖昧である。マルクス株式会社論は、第一に固定資本を中心とした資本規模の巨大な産業分野に多く見られる資本形態であること、第二に、資本主義の枠内での私的所有の制限形態であること、第三に、利子生み資本(利潤ではない⁵)の一形態であること、とする。19世紀における株式会社の本質を明確に捉えている(と思う)。

特に、この中で第二の特徴である所有と経営との分離を予見していることは着目される。その上で、株式会社は、「資本家による資本家の収奪であり、少数の大資本への多数の小資本の転化である」として将来の巨大企業の独占問題を予見している。マルクスが、株式会社をそれほど敵視していないのは、マルクス共産主義は産業革命で個人事業主が労働者から搾取することが最大のターゲット(敵視事項)であり、株式会社はある面、資本と労働の分離により場合によっては労働者が株主(=資本家)になり得ることを感じていたのかも知れない⁶。

マルクスは、株式会社を「近代ブルジョア社会の最高形態の一つであり、(共産主義社会に移るための)最も完成した形態である」とする。しかし、マルクスが株式会社を完全否定していない最大の理由は、当時株式会社が国家の特許を受けて、運河、鉄道、道路等の大規模な事業、ガス、水道等の公共事業等の社会にとって有意義な巨大大業を行っていたということが大きく影響しているものと思われる。その上で、株式会社が高度化し、これを(労働者がマジョリティを持つ)国家の支配

⁵ 利子以上のもの(利潤)をもたらすものであるが、これは必要なことではないとする。

⁶ 現在に至るまでドイツの株式会社において、労働者が経営に参画していることもこの影響かも知れない。

下に置くことによりコントロールすることにより共産主義に近づくものと考えていたのかも知れない⁷。前述の、第二の特徴の中で、「株式会社は共産主義への過渡的移行形態を意味する」との表現もある。

最近、マルクス主義の経済議論が再び盛んになっているが、その後の株式会社の発展、資本主義社会における役割や中国の国有企業の株式会社化・上場等の事象をマルクスはいかに考えたであろうか興味深いものがある。

18世紀までの株式会社は、特許方式であった。当時、経済活動の自由は当然に認められていたものではなく、自然経済を超える経済活動は特殊なものとして国家、国王による特許が必要であった。ヨーロッパ中世のギルド、わが国の座、楽市楽座等もこの一環にある。香料等の交易により大きな宝の山となるインドとの交易が国家の特許となることは当然のことであった。

株式会社が大きく発展していくには、特許方式から一定の基準に合致すれば経済活動を自由に行えるという「準則方式」に移行することが必要であったが、これは単に株式会社問題に留まらず、経済の自由性の確保という観点からも大きな飛躍につながる。株式会社設立の準則主義は、1844年イギリスの株式会社法、1862年会社法等様々な動きがあるが、株式会社設立の準則主義と、具体的に行う事業の自由を確保（ステップバイステップではあるが）したのは、1811年アメリカニューヨーク州で制定された製造会社法が初とされる。また、イギリスでも19世紀半ばに会社法の近代化が進み、準則主義化が進展した。この準則主義により、株式会社は、「自立した私企業」という現代経済における基本的な経済主体が成立することとなる。

株式会社が特許主義から準則主義に移行したことの背景に、産業構造の変化がある。18世紀頃までは基本的に商業社会であった。商業社会においては、異なった地域と時間の差による価値の相違から価値・利益を創出するものであり、国家間、地域間の交流乃至は戦闘が伴うケースも多い。そこで、事業会社に特許を下し、国家がこれを庇護することが必要になる。一方、18世紀半ば以降の産業革命後の経済は産業社会であり、一定地域で生産設備を設定し、そこで労働者を雇用し大量生産を行う、その中身は専門化と統合である。そこでは国家による特段の特許、庇護は必要としない（P.F.Drucker）。産業革命により生産の大規模化、製品の高度化、見込生産化が進展し、これにより経済の高度化が図られ大きく経済成長していくこと

⁷ これまで、(資本家の支配下にある) 国家又は共同体社会が経営してきた国家的、共同体的社会事業が株式会社形式で行われるということは、資本が国家、共同体社会にとってかわり、社会的生産過程を統合支配した言うことを具体的に表すものであると考えた。

となるが、これを牽引したのが株式会社である。「株式会社は資本主義の最大の発明」とも言われるが、出資者の有限責任、株式の自由譲渡⁸、永続性等の規定をベースにした準則主義により株式会社が大きく発展していくこととなる。

更に株式会社の特質として「法人格（法的に認められた人）」を有することが挙げられる。株式会社は法人名義で種々の経済活動を行うことが可能となり、変化が激しい資本主義社会の中で弾力的・機動的に経済活動を行うことができるようになる。なお、法人の捉え方として、大陸法・日本と英米法との間で若干異なる。大陸法・日本は法人の実体を重視する考え方（法人実在説的）、英米法では会社はその構成員である個人との契約により成り立っているという考え方（法人名目説・擬制説的）である⁹。この両者の考え方の相違は経済の国際化により徐々に薄れてはいるが、税制や企業内個人の業務上の犯罪への罰則のあり方等でこの違いが何らかの形で残っている¹⁰。

(3) 19世紀終盤から20世紀初頭：株式会社の発展と変容

株式会社が特許方式から準則方式に変わり、個人又は民間企業が自由に株式会社を創ることができるようになって以降、株式会社は折からの工業化時代を迎え、大規模な工場建設、事業を行うために株式会社を積極的に活用することとなった。この段階で大きな流れとして、「オーナー資本主義から経営者資本主義」への流れがある。

資本家と企業家は異なる役割を持つ。資本家は資金を用意しそれをどこで何のために使うかを決定し、事業に伴うリスクを負担し、そこから生じる利益を受け取る。一方、企業家は企業のマネジメントを引き受け、市場開発、労務管理等の企業経営に関する決定を下し、報酬を受け取る。産業革命段階の株式会社においては典型的には資本家と企業家の役割を企業のトップにいる同一人が兼ねていた。資本家≒経営者であった。工業化初期の段階においては、資本家は自身の親族等縁故者から資金を調達していた。このオーナーと経営者の関係は各国異なった経路で進展してい

⁸ これのための証券取引所の設立も要件となる。

⁹ 法人名目説と擬制説は異なる。そもそも、株式会社とは実在するか、個々の事物と集合物とのスコラ哲学におけるノミナリズムとリアリズム論争以来の普遍の議論でもある。論者は、法人名目・擬制説における法人と構成員との契約関係はアングロサクソンの文化であり、大陸系・日本とは異なると思う。

最近、わが国でわが国の現在の雇用形態（メンバーシップ型？）から、欧米型（仏・独と英米ではやや異なると思うが）のジョブ型雇用に移行すべきとの議論がある。現行雇用形態がテレワークに合わないということも契機となっている。雇用を派遣型・契約型に変更することとなり解雇も容易となるが、わが国の雇用文化とマッチするのであるか。「働き方改革」の議論の中で底辺で動いていたようであるが、雇用関係のみならず企業経営にも関係することであり慎重な議論が望ましい。

¹⁰ 今日の企業統治問題にも間接的に影響している。

く。全体として見れば、出資株式を基礎とする資本会社の形を取り、大企業・巨大企業の領域では経営者資本主義が主流となった。

その中でオーナーの影響を相対的に維持したのは、イギリス、フランス、そして日本である。これも各国それぞれに画一ではない。日本は、戦後のGHQによる財閥解体により戦前の財閥が企業グループに転化し、それも現在では更に希薄化している。特に中小企業ではオーナー経営者体制となっており、大企業でもあくまで創業者経営を貫徹している企業もある。イギリス、フランスは時に国家と企業との関係が議論になるし、アメリカで見られない国有企業化の事例もしばしば見られる。フランスにおいては、国家乃至は官僚が企業経営者になるケースも多い。

その中で株式を一般に公開し経営者資本主義への道を主導したのは、ドイツとアメリカ（及び独自のスタイルで日本）であった。19世紀末から20世紀にかけて、ドイツではジーメンス、クルップ、合同製鉄が、アメリカではU.S.スチール、GM、フォード、スタンダードオイル等が経営者資本主義として大きな発展を遂げた。このオーナー資本主義と経営者資本主義への各国別の道筋の違いは複雑であるが、ヨーロッパ諸国においては王族、貴族の社会的位置も影響しているのではないかと考えられる。また、ドイツのような領主制・連邦制の場合とイギリス・フランスのような市民社会と国家との距離が比較的近い国とでは異なる。韓国は、現代にいたるまでオーナー資本主義から抜け出せない。このテーマについては、論者の能力を超えるのでこの辺りで留めることとする。

19世紀終盤から20世紀初頭にかけて資本主義経済の牽引車となったアメリカは、株式会社制度を利用して大きな経済発展を遂げる。アメリカの経済成長を担った代表的な(establish)企業はこの時期に設立されたものが多い。AT&T(1877年)、GE(1892年)、U.S.スチール(1901年)、Ford(1903年)、GM(1908年)、等である。大規模資本により全米を股にかける事業を展開したが、この間に株式会社は巨大化するとともに大きく変質する。現在に至るまで株式会社の大きな特徴である(課題でもある)「所有と経営の分離」である。株式会社誕生時には、勿論リターンに関心を持つ出資者もいたが、出資者≒事業家、乃至出資者≒事業への関与者であった。しかし、株式会社が巨大化するとともに、出資者は株式投資家となってくる。そこで、経営者の位置づけが議論となる。「なぜ経営者が会社の経営者たり得るか」という会社経営者理論—出資者の代理人か、委任、委託を受けて経営をしているのか、株主と切り離されたものとしての権利か—が議論された。

これを指摘したのが、F.D.ローズヴェルト政権のブレーンであったパーリ&ミーンズ(A.Berle and G.Means)である。「近代株式会社と私有財産(1932年)」で当時の非金融上位200の株式会社を分析し、その経済集中と経営の実態を明らかにし

た。そして、株式会社の多くにおいて「所有と支配の分離」が見られることを明らかにした。バーリ&ミーンズは、大企業における株主数の激増と株式会社の所有権分散が起こり、株式会社は私的企業の領域をはるかに超え、社会的機関（social institutions）になったと説く。支配的大株主の減少や株主数の増大に伴う株式所有権の分散によって、株主は「所有権の単なる証票を手にする」存在となり、所有権と不可分であった支配は別の主体、即ち株式を持たない経営者に移ることとなる。従来、支配は法律的にのみ規定されてきたが、株主分散により「法律的支配（legal control）」から「事実に支配（factual control）」に移行するようになる。法律的支配の典型が株主による取締役の選出であるが、これも委任状、無議決権株式、議決権信託等の手段を通して事実上経営者が握ることとなる。要するに、株主の権限縮小と経営者の権限拡大である。

バーリ&ミーンズは、これらの議論を踏まえていくつかの「予測」を行っている。

第一に、経営者（支配集団）は、単に自己の利益のみのために株式会社を経営していくのではなくて、労働者、消費者、証券所有者等企業を取り巻くあらゆる社会関係に制約されざるを得ないとする¹¹。

第二に、経営者の暴走を予言している。経営者は所有者の意思を離れて暴走する危険があることを論証した。即ち、経営者に絶対自由を与えることとなった時に、会社略奪の可能性を伴う会社寡頭政治（corporate oligarchy）を招来する危険性があるとする。

第三に、株式会社が単なる私企業から巨大化した社会的機関となっていくにつれ、株式会社のあり方として、株主利益や経営者の自己利益追求のためにのみ行動するのではなく、「社会の様々な集団の多様な利害を平準化し」、「公共的政策の立場から所得の一部を割り当てるべき」であるとする。

バーリ&ミーンズは、株式会社の変容を分析するとともに、それに伴う株式会社の現在に至るまでの議論を的確に指摘している。株式会社の社会における位置づけが更に増大することを背景としつつ、「所有と経営の分離」はその後もますます増大し、そこで株式会社とは何か、株主と経営者とはいかなる関係にあるべきか、経営者の役割、暴走の歯止め、経営者のコントロール（単に株主からのみでなく社会からの）をいかにすべきか、等々の永遠の課題を指摘している。

¹¹ これは、野中郁次郎の株式会社ステークホルダー経営論にも影響を与えているものと考えられる。

(4) 日本における株式会社の発展

ミルが指摘している「株式会社が、労働者エリートが資本家になるため知性の向上を図り社会の大きな発展につながるとともに、社会の大きな発展につながり社会変革の担い手となるための受け皿」となることに成功したのが、日本（及び欧米）であり、失敗したのが韓国である。

わが国における株式会社の歴史はやはり、渋沢栄一抜きには語れない¹²。明治時代の企業は三井（合名）、三菱（合資）、住友（家・本店）等の財閥会社がグループ会社の株式を持つという形で、株式公開は行われなかった。事業家を志すものは各財閥の本家に就職してそこから個別の事業会社に派遣されるという形を取った。しかし、この段階で現在の韓国と異なるのは、財閥本家一族が事業をすべて取り仕切るのではなく、大番頭を始めとした一族以外の人物を（一定の限度はあるが）幅広く取り入れたことである。江戸時代の番頭、丁稚制度が影響しているとも言われる。特に、住友本家は「君臨すれども事業に関与せず」の考え方が最も強かった。

この中でわが国の株式会社の設立の歴史を築いたのが、渋沢栄一である。渋沢はヨーロッパ視察で株式会社が経済社会の近代化に大きな役割を果たしていることに衝撃を受け、帰国後に、わが国初の株式会社といわれる第一国立銀行（1872年）を始め500社を超える株式会社を設立、広く民間から出資を募る開放的な経営を実践した¹³。特に、渋沢が力を入れたのが人材の発掘、育成である。当時大学の学生は官僚志向が強かったが、渋沢は有為な若者が実業界に就職し、労働者エリートを育成することがわが国経済発展のカギと考えてこれの発掘、育成を図った。これは、韓国が未だに財閥一族支配で有為な若者を排除していることと対照的であり、まさに、ミルが指摘したことである。更に、渋沢は株式会社の公益性、社会性を重視し、公益を追求する「倫理」と、合理的な判断の根底にある「利益」の両立を考え、後述する企業の社会的責任（CSR）や共通価値の創造（CSV）を明治時代に考えていた。

わが国における株式会社の近代化は、戦後GHQによる財閥解体により大きく変容・進展する。即ち、1945年～47年にかけて、財閥家族や財閥の持ち株会社所有の株式を政府機関に移管し、持ち株会社そのものを解体し、財閥一族と関連の人間を会社の役職から追放することとした。これによって、政府は、財閥家族⇒持ち株会社⇒参加企業グループというピラミッド型の株式所有構造を崩壊させ、財閥家族等から従業員を中心に株式売却したためアメリカのように大衆の間に株式が分散

¹² 1865年、坂本竜馬が薩摩藩等からの出資により設立した亀山社中（後に海援隊）がわが国初の株式会社とも言われるが、有限責任制の担保等は明確ではなく、人的共同体的な色彩が強く、株式会社の始まりというには無理がある。

¹³ 準則主義株式会社は、1899年の旧改正商法の施行後となる。

されることとなった。

この財閥解体による株式会社の大衆化は、その後株式会社の持ち合い、メインバンクを中心とする事業のグループ化によって外部の一般株主が主張するような土壌は失われ、終身雇用・年功序列・企業別組合をベースとする日本型の会社システムが構築された。

(5) 第二次大戦後の株式会社

第二次大戦後の株式会社は、戦後の高度経済成長を背景に大きく変容・伸長した。株式会社制度がなければ経済成長が実現できなかったもので、株式会社の黄金時代であった。株式会社に注目すれば、この間の経済動向の特徴は次の点に要約される。

第一に経済のグローバル化に伴って、企業が巨大化、多国籍企業(multi-national corporation)化していった。これと関連するが、企業規模が巨大化するに伴い、企業が市場を支配し、「神の見えざる手」から「見える手」になっていった。「市場が調和を創り出す」ことから「企業が市場を支配する」ようになった。特にアメリカで問題となったことは、市場性を維持するために企業の歪んだ市場支配、即ち独占、トラストの阻止である。シャーマン法(1890年)、クレイトン法(1914年)、連邦取引委員会法(1914年)により企業の市場支配を厳しく取り締まることとなる。具体的には、取引制限行為、独占行為、再販売価格維持行為、価格差別・拘束条件付取引等、企業結合等を規制すると共に、ケースによっては企業分割等の措置を命じた。しかし、経済のグローバル化に伴って、企業の市場操作は国際的、かつ複雑化し、一国のみにおいて規定できないこともあり、徐々に緩やかになっているのも事実である。

第二に、株式会社の巨大化もあり、株主が分散し、株式会社経営に関して所有者支配(ownership control)から経営者支配(management control)に大きく移行したことである。前述のバーリ&ミーンズが明確に予言したような、正に所有と経営の分離の更なる進展である。前述したように、株式会社は規模が小さい時には所有者支配となるが(所有者≒経営者)、会社の規模が大きくなると高度で専門的な知識や情報を持ったいわゆる専門経営者が台頭してくるようになる。専門経営者なしには高度な企業経営はできない。

この所有と経営の分離は一つのバランスをもっていれば機能するが、後述するようにこのバランスが崩れ、経営者が暴走するようになれば大きな問題となる。

第三に、グローバリゼーションの時代とはいえ、各国の株式会社の仕組みは同じではなく、それぞれの国の歴史・文化、特に企業文化、雇用文化により少しずつ異なった組織形態で推移した。資本主義経済と言っても各国一様ではない。アメリカは自由主義経済的色彩が強い(共和党政権と民主党政権時ではやや異なる)。これ

に対して、ヨーロッパは相対的には社会民主主義的雰囲気が残る中、各国それぞれ微妙に異なる。ドイツは労働者と経営との協調が残る、フランスは政府と企業との距離が近い官僚的な組織形態、イギリスはミルが主張したようなフェビアン協会的（漸進的社会改革）な雰囲気が残る。日本は、終身雇用、年功序列、企業別組合といったいわゆる日本的経営体制がベースにある（変化したとは言え、相対的にはやはりどこかに残っている）。これら資本主義経済形態の違いが株式会社組織にも影響する。これらは、後述する「コーポレートガバナンス」の具体化スキームにおいて現れることとなる。

第四に、経済が高度化、複雑化するに伴って株式会社組織がこれに対応することが求められ、各国それぞれで株式会社の使い勝手の自由性の向上が図られた。例えば、持ち株会社、種類株、企業倒産時の雇用の継続性を含めた多様な方策、M&A 関連の法制等々の措置が整備された。特に新興（ベンチャー）企業の株式公開のための NASDAQ 市場が創設され、ファイナンスについても、巨大な資金調達の実現性から社債市場・格付けの整備が図られた。

この順風満帆とも言える株式会社の動向に影を差したのが、1980 年代の企業不祥事、倒産の多発である。前述の「所有と経営の分離」、その中でも経営者の独善、独走をいかにコントロールするかという問題につながる。

1980 年代頃より、株主に対する経営者の圧倒的優位状態が続くこととなる。現実的に株式議決権が空文化し、経営者の指名、報酬もほとんど独善的に経営者サイドで決められることとなった。特にアメリカにおいては、経営者の報酬が一般従業員の賃金の数百倍に達する等の事態が生じた。株主も有能な経営者に多額の報酬を払っても利益が上がり株価が高まれば異議を唱えない。しかし、突然企業倒産の事態に陥って株券の価値が暴落するケースも生じてきて、経営者の独善・独走にいかん歯止めをかけるかが大きな課題となった。この事態の契機となったのは、1970 年のペン・セントラル鉄道会社に始まり、エンロン¹⁴、ワールドコム、リーマンブラザーズの経営破綻で一挙に噴き出してくる。特に、エンロンの倒産は経営者の株売り逃げ、会計事務所、関係金融機関等を含めた情報隠蔽問題が露見し、株式会社のコンプライアンス及び情報公開のあり方について基本的な問題が指摘された。リーマンショックについてもこれを上回る様々な問題が露見した¹⁵。

¹⁴ エンロン社破産に際して、第一に社外取締役が経営者に対する十分なチェック機能を果たせなかったこと、第二に監査担当であったアーサー・アンダーセン社がエンロン社関連の文書を事件発覚後破棄したとして連邦地裁で有罪判決を受けたこと、等の問題があった。また、これら粉飾決算を見抜けなかった格付け会社の責任も大きな論議を呼んだ。

¹⁵ 危機に瀕していた GE を再建し、伝説の経営者と言われたジャック・ウェルチがその後、労働

これらの事象を経て、1990年代からアメリカを中心に株式会社を管理・監督する、いわゆる「企業統治 (corporate governance)」が議論されるようになり、その後、全世界で実施に移されるようになった。発端は、アメリカとヨーロッパ乃至日本とでやや異なる。

アメリカの場合は、株主として機関投資家が台頭してきたことがあげられる。年金基金、投資信託、生命保険、ファンド等の機関投資家は巨額の資金を背景に企業の大株主として登場するようになった。これら投資家は巨額の投資資金を持つため、一度大株主になると株の大量売却は株価の下落を招くため、長期株主として経営に口を出すこととなる。「物言わぬ株主」から「物言う株主」への方向転換である。その中で、例えば業績不振企業の社長交替を迫ることも頻発する。また、経営者の高額報酬も批判されるようになった。

これに対して日本では1990年代のバブル経済の崩壊を機にコーポレートガバナンス論が急速に台頭してきたが、バブル経済期に企業、金融証券業において様々な不祥事が起こったことが背景にある¹⁶。このため、法令順守 (コンプライアンス) の体制構築が企業の大きな課題となった。そして、日本企業の統治機構における経営者権力に対する監視と牽制機能の弱さが指摘された。更に、バブル経済崩壊後の日本経済の長期停滞と企業業績不振を受けて株主重視、効率性重視の経営を要求する雰囲気が出てきた。ヨーロッパにおいても、アメリカの事情よりは日本に似た背景があった。特に、フランスにおいては企業の不祥事が頻発したことがあげられる。

これらの各国の、発端は様々であるが企業統治の必要性が国際的に議論され、対策が実施に移されてきた。その代表的な措置が社外取締役の導入及び委員会設置制度の導入である。様々な議論・試行錯誤を経て各国現段階で一応次のような形となっている。

- ① アメリカ：上場企業の取締役会の過半数は社会取締役とする。監査委員会を義務付け、かつ (役員) 指名委員会、報酬委員会の設置を要請する。イギリスにおいてもほぼ同様の措置を設定。
- ② ドイツ：監督役会と監査役会が選任する執行役会を分離する (二層制)。一定

者の首切りで再建したとしてその多額の報酬と豪勢な手当てで批判を浴びた。また、企業経営者に対する実績連動性の報酬とストックオプションが経営者の短期的利益追求 (及びその後の破綻) を招くとして批判を浴び、バーゼル銀行監督委員会は、規制対象となる銀行及び証券会社には経営者の報酬を長期的基準で算定するように求めている。一般の会社でも経営陣に対する報酬を一定の冷蔵庫に入れておくべきとの議論もある。

¹⁶ 95年：大和銀行巨額損失、日本長期信用銀行及び債券信用銀行の粉飾決算、雪印食品等の牛肉偽装、ライブドアの証取法違反、不二家、マクドナルドの期限切れ原料使用、自動車各社のリコール放置、ゼネコンのリニア談合、東芝、オリンパス等の粉飾決算・不正会計等々の事件が頻発した。

規模以上の会社では、社外から選任される株主代表と従業員から選任される従業員代表、半数ずつで構成される監査役会を設置する。なお、執行役と監督役兼任は禁止される¹⁷。

- ③ フランス：支配的な株主が存在する会社にあつては、1/3以上、存在しない会社では1/2以上の社外取締役が求められる。更に、取締役会と監督役会を分離した二層制の選択制とする。
- ④ 日本：委員会設置会社と従来型取締役会との選択制とする。委員会設置会社の場合は、3つの委員会（指名、報酬、監査）と、監査委員会だけ設置する監査等委員会設置会社とに分けられる。この委員会設置会社の場合、2名以上の社外取締役及び委員会では過半の社外取締役とすることとする。従来型の場合は、監査役会設置会社形態をとることとする。

これら各国のコーポレートガバナンス体制については、本稿の本旨ではないので詳細は省略するが、各国同一ではなく、国別の歴史的特徴を踏まえたものとなっている。この背景には次の点がある。

第一に、英米には日本の会社法が持つ監査役、又はドイツ・フランスにおけるような監督役会に相当する、会社の業務執行について取締役会から独立して監視ないしは調査機能を果たす機関は存在しない。ましてや、ドイツのような労使共同型の経営体制は考えられない。

第二に、日本、及びドイツ・フランスにおける企業コンプライアンス要求のベースが、(アメリカのような業績向上と異なって)企業の不祥事対策があることである。

第三に、英米の法人名目・擬制説的な考えがベースにある国と大陸系及び日本のような法人実在説的な考えがベースにある国とでは株式会社のコントロールに関する考え方が異なる。相対的なことではあるが、英米のような法人を一つのヴィークルと考え、これを外部から監理・操作していく考えと、大陸系及び日本のような法人に実在性を求めこれの中での経営を行っていく考え方の相違である。

第四に、各国の歴史的背景がある。わが国の(やや薄れつつあるが)家族主義的

¹⁷ ドイツの会社組織は独特である。原点は、やはりウェーバーの社会的分化論やテンニースによる社会進化論をベースとした「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」論がベースにあると思う。堺屋太一は、ゲマインシャフトを共同体組織、ゲゼルシャフトを機能体組織と訳しているが、ゲマインシャフト＝共同体組織は、構成員一人ひとりのために存在する組織、ゲゼルシャフト＝機能体組織は、組織自体に目的があり、その目的を実現させるために人材やその他の資源を集め、役割分担や指揮命令系統の整備を行っていくものと理解される。ドイツは未だに株式会社というよりもこのゲゼルシャフトの概念に基づいた有限会社の概念である。労使共同管理体制もここから来ており、英米とはかなり異なる。従って、コーポレートガバナンスの議論とは一線を画する。

な株式会社経営¹⁸、ドイツのどこかに徒弟制度が残る文化的ベース、フランスの1789年革命以来の社会主義的で、アメリカのように企業規模の拡大を求めず、政府・自治体と企業との距離が近く、政府・自治体が株式会社に出資したり国有化したりする土壌¹⁹等がどこかで影響しているのかもしれない。更には、企業性善説・性悪説的な考え方の相違も何らかの形で影響しているのかも知れない。資本主義も地域資本主義、民族資本主義と言われる所以でもある。

このような点からすると、英米系と大陸及び日本系の企業統治そのものへの考え方は自ずと異なってくる。大陸系及び日本にとっては、むしろ監査役乃至、監督役会を強化することの方がむしろ適切であるとも考えられる。日本の家族主義的企業体制の文化からは、社外取締役の強制的導入は効果を発揮しているとは思われない。社外取締役は責任を追及されることはなく、成り手・人材も少なく東芝の粉飾決算事件においても社外取締役はほとんど無力であった。企業からの反対論も強い。

2. 株式会社と所有権

株式会社の所有関係は二重化する。会社財産を法人である会社が所有し、その会社を株主が所有するという二重構造となる。従って、株主は所有者であるとはいえず、会社という「客体に対する全包括的・絶対的な支配権」はない。株主が出資と引き換えに手にする株式が意味するのは法律上の所有権ではなく、社員権（消極財産）である。この社員権は、会社から経済的利益を受けることを目的とする自益権と、会社の経営に参加することを目的とする共益権に大別される。即ち、株式の本質は自益権と共益権の二つに代表される権利証券であるということであり、株主は所有する株式数に応じて種々の権利を行使することができる。また、株式会社資本は現実資本と擬制資本の運動に二重化しており、株主が自由に処分できるのは擬制資本としての株式の方であって、生産に用いられる現実資本（積極財産）は永続企業（going concern）として独自に価値増殖を繰り返す。ただ、所有されているだけでは意味を持たず、活動し利用される必要がある。特に、経済が高度化・国際化するに伴い、積極財産である固定資産よりも知的財産権・特許等の財産が比重を増し、所有するだけでなく利用することにこそ意味がある財産が増加している²⁰。

¹⁸ 野中郁次郎の経営論では、企業経営は、株主、経営者、従業員、取引先、地域社会等とのステークホルダーの輪の中で考えるべきとする。

¹⁹ 日産・ルノーのゴーン事件でもこれが如実に現れている。

²⁰ 現在、議論になっている企業の農地所有に関して言えば、企業が所有する農地は株主が所有しこれの利用処分権を持つわけではなく、企業が生産資本として利用するものである。

3. 株式会社の利益追求と社会性

(1) 株式会社と利益追求

株式会社は利益追求を目的とする組織であると主張する向きがある。確かに、株式会社が、企業、会社、法人といった様々な顔を持つことからある面では正しいであろう。しかし、株式会社とは何か、いかなる存在かを考えるとことはそう簡単ではない。

前に、バーリ&ミーンズが「株式会社が単なる私企業から巨大化した社会的機関 (social institution) となっていくにつれ、株式会社のあり方として、株主利益や経営者の自己利益追求のためにのみ行動するのではなく、『社会の様々な集団の多様な利害を平準化し』、『公的政策の立場から所得の一部を割り当てるべき』と主張したことを述べたが、その後も様々な議論がある。その中で株式会社論を最も俯瞰的に述べているのはドラッカー (P.F.Drucker) である。彼は、産業共同体 (industrial community) が高度化した経済社会の主導的役割を担っていくとし、その代表として株式会社、特に巨大株式会社を挙げている。株式会社は、単なる利潤追求原則とは異なる経済原則を持つようになる。それは、「経済的機能」「統治的機能」「社会的機能」の三つを同時に果たす存在であるとしている。経済的機能とは、社会で必要とされる財・サービスを生産し、経済的効果をあげることであり、統治的機能とは企業の中で社会的内部秩序を形成することを言い、社会的機能とは企業に多くの人やモノが集まることにより社会的単位体としての機能を果たすこととする。

今日では、多くの個人が株主として会社の法的な所有者となる状況が出現している。アメリカでは3人に1人が、わが国でも過半数の個人が株主となっており、株式会社は国民の共有資産となっており、その意味でも株式会社は社会的機関²¹となっている。そして、社会的機関となった企業にとっては企業維持原則が最も重要であり、損失回避の原則を説く。そこからこれまで利潤と考えられてきたものは企業存続のための必要不可欠な未来費用と把握すべきとする。その上で、「企業にとって、利益は事業の目的ではなく条件なのである。また利益は、事業における意思決定の理由や原因や根拠ではなく、妥当性の尺度なのである。」「利潤動機なるものは、的はずれであるだけでなく害を与える。このコンセプトゆえに、利益の本質に対する誤解と、利益に対する根深い敵意が生じている。この誤解と敵意こそ、現代社会における危険な病原菌である。利益と社会貢献は対立するとの謬見さえ生まれている。」と述べる。

²¹ 社会的器官 (social organ) という論者もいる。

そもそも、利益とは何か。株式会社は、資本と労力を結合させ、効率的に事業活動することを企図する経営体である。公正な競争が行われる資本主義社会の中では、新たな需要を創る商品を生産・販売しこれが消費者に受け入れられそこで（販売額と費用との差額として）一定の残差が生じる。それが利益である。とすれば利益は、目的ではなく結果である。社会に貢献した企業は結果として一定の利益を得ることができる。勿論、利益のみを目的とし、不法な手段を含むいかなる手段を用いても利益を追求するという企業は論外である。

他方、特にアメリカにおける金融資本主義の横行が企業のあり方、特に利益追求のあり方に大きな影響を及ぼすようになる。特に投資会社は（融資ではなく）出資株主として企業に短期的利益を求め、株主への多大（過大）な還元を求め、その後出資持ち分を売り払ったり他社との M&A を行ったりする。物言う株主として経営陣に対して積極的に意見を表明し、自らの意見が通らない場合には経営者を更迭したりする。前述の日本のオーナー企業の中には、このような外部の攪乱要因に影響されないために株式上場を行わない企業も存在する。また、年金基金等の公的組織が資産運用として株式を持つ場合に、環境等に配慮している企業に積極的に投資を行ういわゆる **Stewardship** も一般的に行われる傾向にある。企業の経営にも注文を付けることも多く、投資ファンドのような利益追求のみではなく企業の社会的責任を誘導する動きもある。

更に、近年、利潤追求を目的としない企業が各国で登場している。株式会社モデルで社会的事業を行うものである。それを担う主体を社会的企業（**social enterprise**）、特に、地域における社会的事業を担う主体を地域公共会社（**EPL: local public enterprise**）という。勿論、株式会社に限ることなく、NPO、営利企業、組合等々もあるが、最近では株式会社モデルでこれを行うことがヨーロッパを中心に行われる。

社会的企業は、社会的問題に取り組むことを事業活動とし、その任務をビジネスモデルで行う。イギリスでは、「社会的企業」を政府レベルで推進し、これに補助金を拠出している。PFI/PPP 事業における個々の事業の **SPC**（**special purpose company**）は正にこれに当たるし、これの母体となる企業は社会的企業として社会から高く評価されている²²。また、スコットランドでは、学校 PPP 事業の **SPC** が税制上の措置もあり利益金を地域の教育事業に拠出している事例もある²³。

また、地方自治体が株式会社に出資を行って社会にとって必要な事業を行うこと

²² 論者は、その一つである **SARCO** をロンドンで訪問して話を聞いたが、イギリスのみならず世界の病院経営、上下水道事業等の社会的企業を行い、従業員も 20 万人を超えるとのことであった。

²³ 兵庫県養父市の農業進出企業は、総理大臣認可企業であり、その意味では一種の社会的企業と言えるのかも知れない。

について長い経験を持つフランスにおいても、地方公共団体が100%出資を行う社会的企業（EPL）が地域にとって必要な事業を行っている²⁴。政府指導で、地方自治体100%出資ではあるが、複数の自治体の出資によって自治体間での事業の進め方についての知識の共有を図ることとしている。わが国で言えば地方自治体が一部事務組合事業を株式会社モデルで行うと考えれば分かりやすい。

これらから言えることは、株式会社は利益追求するものであると短絡的にいうことは適切ではないのではないかとということである。株式会社は出資構成と事業目的（定款）で事業内容及び事業のあり様が決まるわけであり、地域及び社会にとって有意義な事業を株式会社モデルで行っている企業も多い。

(2) CSR と CSV

企業の社会性についての事象として、CSR と CSV が言われる。

CSR(corporate social responsibility)は、企業が利潤を追求するだけでなく、組織活動が社会に与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者(消費者、従業員、納入業者、関係企業等)への社会的責任を果たすものとして位置づけられる。企業の行動は利潤追求だけでなく多岐に亘るため企業市民という考え方、企業の社会に及ぼす影響が大きくなり社会的公器となっていることに基づく考え方である。その具体的範囲については、各国で異なるし明確な基準があるわけではないが、欧州委員会は「企業が社会・環境・経済面の配慮を自主的に事業活動及びステークホルダーとの相互関係の中に取り組むこと」と定義する。

J. ティロールによると、このCSRには、大きく3通りの取組がある。第一は、持続可能な開発と両立する長期的ビジョンを持つことである。企業が、社会に害毒をまき散らすような商品を販売する企業は短期的利益をあげるかも知れないが社会的に批判を受け、最悪の場合は倒産し失業者を出すことになり兼ねない。従業員も士気を失くし優秀な人材が集まらないこととなる。社会的責任投資（SRI: Social Responsibility Investor）もものを言う投資家として持続可能性を重視する企業への投資を行う。第二に、顧客、投資家、従業員等のステークホルダーが望ましいと考える善行を実践することである。前述のように、企業は常に利益ばかりを追い求めるわけではない。企業の社会的イメージ向上のために利他的な行動を取ることもある。即ち、ステークホルダーになり代わって社会的責任のある行動を取ることもある。第三に、自ら社会貢献（フィランソロピー）を実践することである。即ち、企業が自ら正しいと判断して行う社会的行動を行うものである。貧困地区の支援、

²⁴ 論者は、パリ郊外の4つのコミューンが設立したスタートアップ事業のEPL、及びシャルトル市での水道事業のEPLを現地訪問した。

芸術・文化の後援（メセナ）、医療支援等である。ここで重要なのは「自主的」ということである。社会的要望（半強制）に応じて行う社会的貢献とは異なることである。これら社会的要望に応じて行う社会的責任を果たす行為は企業のイメージを向上させ、金銭的な利益につながる可能性がある。しかし、自主的な社会貢献は企業の利益につながるとは必ずしも言えないし、多方面からの批判も多いのも事実である²⁵。

CSRについては、必要性・効果等に関して依然、様々な議論がある。企業が社会的公器となってきたことに応じて人間活動と同じく企業にも自ずと要求されるべきものといった議論、株主利益最大論からすればCSRを行うことが企業のイメージを上げ株主利益最大に結びつくといったもの等々がある。ヨーロッパにおいては、消費者に対するイメージ向上を狙い最終的企業の利益に結び付くべきものはCSRには含まないとするやや宗教的な考えもある。1980年代半ばには企業の社会貢献として、企業がHP等で競い合って宣伝していた経緯もあるが、最近ではやや沈静化している。地についたものとなっているとも言える。

これに対して、CSV(creating shared value)は、2010年代初めにM.E.ポーター(Michael Porter)が提案したもので、日本では共有価値、共通価値と訳されている。それは、企業が社会的課題、地域的課題を自社の強みで解決することで、結果的に企業の持続的成長につなげていくというものである。例えば、環境問題を解決するために企業が環境技術や省エネ技術を開発し、社会の問題を解決していく、それが結果的に企業の持続的発展にもつながるといえる。ポーターは、「寄付や社会貢献を通じて自社イメージの向上を図るようなCSRは事業との相関性はほとんどない」としている。CSVは、企業の持つ強み（経営資源、専門性等）を活かして、資本主義の原理に基づいてビジネスモデルとして社会問題を解決するという視点であり、CSRよりは積極的な、かつ分かりやすいコンセプトと言える²⁶。

なお、国際標準化機構（ISO）が、2010年企業の社会的責任に関する国際規格ISO26000として決議した、企業行動における持続可能な開発目標

²⁵ 企業の社会的責任は唯一利益をあげることだと主張するミルトン・フリードマンは、企業は株主のお金で慈善行為を行うべきではなく、経営陣や取締役が自腹を切っていくべきとする。また、ロバート・ライシュは、企業は国家の代わりをすべきではないと主張する。

²⁶ このCSVは日本の企業に最も分かりやすいとも言われる。日本には昔から、売り手よし、買い手よし、社会よしの「三方よし」の精神が根づいている。儒教精神もこれを後押ししている。儲けのためだけに会社を興す企業家は稀であるし、社員の多くも給料のためだけに働いているわけではない。社会に何らかのよいインパクトを与えたい、よい仕事を通して顧客を喜ばせたい、社会に貢献したいという意識が自然にある。中山間地域の地域創生を目指す養父市の国家戦略特区で、企業が（自社が持つ従来の技術を活かして農業分野に進出し、わが国での大きな社会問題である中山間地域の地域創生問題の解決を図る「志の高い企業行動」は、典型的なCSVと言えるのであろう。

SDGs(sustainable development goals)が議論になっている。これも CSR・CSVの一環として考えて良いものと考えられる。また、基金等が株式会社への投資の尺度として、配当・株価等のリターンのみを唯一のものとして考えるのではなく、環境（environment）、社会（social）、ガバナンス（governance）の3つの分野の企業の取組を評価して投資先を選択する動きが出てきている（ESG投資）。この3つの社会的基準を重視しない企業は社会的要素が小さいとして企業に一定の社会性を求めると同時に、これらの基準に関心を示さない企業は将来の成長力が弱いと考えてこれら企業への投資を消極的に考えるものである。

4. 終わりに—今後の方向

株式会社は、400年の歴史を持つが、その時々を経済社会の環境により様々な要素を要求され、変容してきた。商業資本主義においては、国家をバックに国としての利益を追い求めることも要求された。国の軍事力を背景に植民地主義の一翼を担うこともあった。18~19世紀の工業化資本主義においては、産業技術の発達を人々の生活の豊かさに反映させる極めて社会性の高い役割を担った。その後、国毎にその歴史的・文化的・経済的背景により様々な形態を遂げてきたが、大きな流れとしてはオーナー経営から経営者経営にシフトし、株式も一般に公開され社会的公器ともなった。

株式会社は、「多数の資金の出し手から資本を調達し、会社組織を作りそこで志を持つ人達が、有限責任制の中で働く」組織としてポスト資本主義のみならずいかなる経済体制の下でも存在意義がある。その意味では株式会社制度は、必ずしも経済社会の体制にリンクした存在ではなく、普遍的なヴィークルである。現に、中国でも国有会社に関しても株式会社制度が（多少、欧米及びわが国とは異なるが）多用されている。

フランコ・モデイアに&マートン・ミラーが1958年に発表した「モディリアーニ=ミラーの定理」においては、完全市場においては企業の資本構成（自己資本対負債比率）は経営に何ら影響を与えない。従って、企業が株式・社会・銀行借り入れその他いかなる方法で資金を調達しても将来利益には変化はなく企業価値にも影響はないとした。しかし、ノーベル経済学賞を受賞したジャン・ティロールは、これは経営がうまくいっている場合のことで、そうでない場合には様々な関係者が口を挟んでくるとしてこれに異議を唱えた。

では、今後の株式会社は、いかなる形になっていくであろうか。資本主義社会の将来がいかなる社会になるかということでもあり難しいテーマである。岩井克人は次のように述べる。「株式会社は資本主義社会が生んだ最大の発明である」と言わ

れる。株式会社のあり方はこの資本主義の今後にリンクする。今後の「ポスト資本主義社会」はいかなる姿になるか。この「ポスト資本主義」の意味は論者によって様々である。アンチ資本主義的な議論もあるし、産業構造の変化にベースを置いて議論するものもある。利益のみを追い求める経済社会から人間の幸福等の価値基準の変化に求めるものもある。この中で岩井は、産業構造の変化を基準に考える。即ち、資本主義社会は、産業革命の財産を受け継いで生産設備を装置しこれに安価な労働力を活用した。そこでは重厚長大や軽薄短小と言われるような産業構造の変化はあったとしても、いずれも膨大な資金需要がありこれを調達するために借入れを行い、株式市場で上場し社債等で資金調達を行ってきた。しかし、ポスト資本主義社会では知識産業が大きな比重を占めることとなり、知的財産が重視される。ここでは、大きな設備を要する産業からフットルースで個人の能力が大きな価値を占めることとなる。どうしても必要な設備は新たに建設するよりは M&A で手に入れることとなる。

では、そういうポスト資本主義社会においては、株式会社はいかなる存在となるのか、必要なのか。従来の機械設備を装置してそこで膨大な労組者が働くといった光景から、小規模・機動的な会社組織となる方向にある。個人企業が設立され、それが大きな輪を作っていくこととなる。その中で会社の存在意義は何か。会社の文化、ミッションが重視される。ここでは、アメリカ型のビジネスオリエンテッドな企業文化から、むしろ日本型の働きやすい場が求められる。

資本主義社会及びこれに関連して企業のあり方を議論するものとして、毎年スイス東部のダボスで行われている世界経済フォーラム（WEF：The World Economic Forum）での議論が興味深い。このフォーラムの創設者クラウス・シュワブ（経済学者）は市場原理主義が横行する資本主義社会のあり方に危機感を持ち、企業は損益以外のものにもっと関心を持つべきだとする WEF マニフェストを発表した。しかし、ダボス会議発足の3年前に、1970年ノーベル経済学賞を受賞したミルトン・フリードマンが「企業の唯一の社会的責任は利益の増大にある」とする論稿を発表し、その後数十年間このフリードマン理論が主導権を握り、株主第一主義、企業の利益極大化主義が主流であり続けた。

この流れは少しずつ変化しつつある。本年2020年1月に開催されたダボス WEF 年次総会で、世界の政財界のリーダー達は「気候変動」と「ESG（環境・社会・ガバナンス）」と企業経営との関係について討議を行った。地球環境問題や資本主義とは何かということが議論される中、（株主のみならず）企業を取り巻く全てのステークホルダーが恩恵を受けられる持続可能な資本主義世界のあり方が模索された。株主優先資本主義から、ステークホルダー（利害関係者）優先資本主義への変

化の議論である。この背景には、アメリカ主導の利益至上主義資本主義がこのまま進展すれば資本主義社会が崩壊する、又は異次元の資本主義社会になるとの危機感があった。スイスダボス会議はこの50年間、アメリカ資本主義の推進役的な役割を果たしてきた面もあるが、本来の設立の趣旨に戻ったということであろう。

短期的利益を追求する資本主義は、今や経済・地域格差・気候の異常変動等地球環境問題を惹き起こす等の副作用を生んでいる。このため、短期的利益より持続発展に資する「ステークホルダー」の利益を尊重すべきものとされた。この企業のステークホルダーは、わが国で言われる企業経営上のステークホルダー概念（「株主」「従業員」「事業関係者」「経営者」）より幅広く、社会、社会的課題ともステークを持つものとする。

勿論、企業が利益創出を放棄して社会的課題に取り組むということではない。社会的価値と収益創出の双方の創出を考えるものである。社会的課題に取り組むことにより企業が更なる利益を創出する、乃至、利益創出と社会的課題との両立を図るというものである。正に、前述したCSVの発展形でもある。社会的課題に取り組む理由として世界の経営者の40%以上が収益創出と挙げるが、わが国の経営者はこの点についてわずか1%としたアンケート結果があり、わが国の経営者が社会課題を収益創出の機会と捉える戦略的視点が弱いことがクローズアップされている。

また、2011年、国連が「ビジネスと人権に関する指導原則」を策定したことを受けて、企業活動の中で人権尊重を重視する動きもある。国連の指導原則は人権問題について企業に無制限の責任を負わせているわけではない。企業が人権への影響を密接に関与している場合に、その影響に責任を負うべき次の三つの状況を定めている。即ち、①企業が自らの活動を通じて人権問題に影響を惹き起こしている(Cause)。②企業が、自らの活動を通じて人権問題への影響を助長している(Contribution)。③取引関係によって、企業の事業、製品又はサービスと人権問題への影響が直接結びついている(Linkage)。

この社会課題と収益創出の両立は、わが国の近江商人の「三方よし」の考え方でもある。近江商人は、日本中でそれぞれの地場商品を売買する「諸国産物回し」を展開した。その商売人としての姿勢を表した言葉が「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の「三方よし」である。売買という商行為に世間という概念を加えていることが特徴である。決して高い利潤を求めずに、長い目で見た収益を追い求め、良い商品を提供し、地域に積極的に貢献した。私財を抛出して水害復興の支援を行ったり、飢饉時に酒蔵米を放出したりした。稲むらの火で有名な紀州広村の濱口梧陵にもこの考えが入っているのであろう。

この近江商人の「短期的収益よりも長期的収益を重視する」「商いに社会性を考

慮する」という考えの背景に、近江一帯が持つ宗教的風土があると言われる。近江一帯は、昔から浄土真宗信者が多く、来世における極楽浄土を信じる者が多かった。そこから、現世での行いは本人が成仏した後でも後継世代に影響を与えると考えていた。また、浄土信仰の母体となった天台宗が説く「山川草木悉皆仏性」という自然に対する畏敬の念も影響している。自然という壮大なものへの畏れが結果として近江商人のコンプライアンス遵守や浮利を求めない経営姿勢を生んだとも考えられる。前述の故梅原猛が述べたわが国仏教との接点である。伊藤忠商事や（伊藤忠から暖簾を分けた）丸紅、島津製作所、稲盛氏が創設した京都セラミック²⁷、伊藤園等々の企業が京都周辺から生まれたのも頷ける。丸紅は、2018年に利益が上がっていた石炭火力発電事業からの撤退を行った。環境問題を先取りし、社会課題に棹差す事業からの収益を忌避したものである。

中小企業も利益、儲けをひたすら追求する企業は結局成長しない。地域のため、住民、お客様のために役立つ（Benefit）商いが結果的に利益（Profit）を生む。梅原は、一流大学を出たエリートに利益追求型が多いと指摘し、稲盛も働くことの意義は人間性を高めることだとして両社は道德教育の必要性を指摘する。最近の新型コロナウイルスで話題になっている「企業家としての国家」の著者マリアナ・マツカート（Mariana Mazzucato）が著書の中で「今後は株主のための資本主義ではなく、『みんなのための資本主義』を目指すべきだ」との提言は今後のキーワードとなるのかも知れない。

（以上）

²⁷ 稲盛和夫氏は、京都セラミックを世界的企業に育て上げ、JALの再建でも知られるが、「利潤追求の中に利他がなければならず、同時に利潤追求は利他のための手段でもある」と述べる。そして、経済を通じて社会を良くしていく、人間を幸せにしていくという資本主義の原点に還れと主張する。「資本主義の倫理化」である。